

一般財団法人青森県教育厚生会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県教育厚生会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 この法人は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の福祉の増進及び文化意識の高揚を図り、もって青森県における教育の振興発展に寄与することを目的とする。なお、会員とは第35条に規定する者をいう。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員に対する共済事業（会員の親族を含む。）及び貸付事業等の福利厚生事業
- (2) 育英奨学事業、教育相談事業及び教育事業に対する支援に関する事業
- (3) 教職員美術展覧会の開催及び文芸誌の発刊等に関する事業
- (4) 青森県教育会館の設置と管理運営に関する事業
- (5) 損害保険代理業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備置くとともに、定款を主たる

事務所に備置くものとする。

第4章 機関

第1節 評議員

(評議員の設置)

第8条 この法人に、会員の中から選任した評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。

第2節 評議員会

(評議員会の構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第13条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の招集)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後、3ヵ月以内に招集する。

- 2 評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。
- 3 評議員会は、法令で定める場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の決定)

第15条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令で定める事項

2 評議員会を招集するには、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、書面で前項各号に掲げる事項を通知する。

(評議員会の決議)

第16条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会の決議の省略)

第17条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案に

つき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、評議員会で選任された議事録署名者2人以上が記名押印する。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

第3節 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事15名以上20名以内

(2) 監事5名以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事及び2人を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告

等を監査すること。

- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員解任)

第25条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第4節 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一

般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(理事会の招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

第5章 委員会

(委員会)

第34条 この法人の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第6章 会員及び事務局

(会員資格)

第35条 この法人の会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員
- (2) この法人の役職員
- (3) 前2号の退職者
- (4) その他前3号に準ずるものとして評議員会が承認した者

- 2 会員は、別に定める規定により会費等を支払うものとする。

(事務局の設置)

第36条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、法人法第202条に規定する事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 剰余金の分配

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は谷崎嘉治、副理事長は小鹿和男とする。

附 則

この定款は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この改正定款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正定款は、平成28年12月5日から施行する。

附 則

この改正定款は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この改正定款は、令和3年6月2日から施行する。